



対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

#### 第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、同次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る地震防災応急計画とみなしてこの法律を適用する。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項若しくは第八条の二第一項（二）の規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程

二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十八条第一項に規定する危害予防規程

三 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項に規定する危害予防規程

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十四条第一項、第六十四条第一項（同法第八十四条において準用する場合を含む。）及び第九十七条第一項に規定する保安規程

五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十二条第一項に規定する保安規程

六 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二十七条第一項に規定する保安規程

七 石油コンビナート等灾害防止法第十八条第二項に規定する防災規程

八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

九 地震防災規程を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところによると、その地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。地震防災規程を変更したときも、同様とする。（警戒宣言等）

第十一条 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災（警戒宣言等）

応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。

#### 一 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県知事に対し、警戒態勢を執るべき旨を公示すること。

二 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、

直ちに、当該地震予知情報の内容について国民に対し周知させる措置を執らなければならぬ。この場合において、内閣総理大臣は、気象庁長官をして当該地震予知情報に係る技術的事項について説明を行わせるものとする。

内閣総理大臣は、警戒宣言を発した後気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、当該地震の発生のおそれがなくなつたと認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒解除宣言を発するとともに、第一項第一号に規定する者に対し警戒態勢を解くべき旨を公示し、及び同項第二号に規定する者に対し同号に掲げる措置を中止すべき旨を通知するものとする。

（地震灾害警戒本部の設置）

第十一条 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に地震灾害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

（警戒本部の所掌事務）

第十二条 警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 所管区域において指定行政機関の長、指定若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する者

員以外の地震灾害警戒本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する者

（警戒本部に於ける災害対策基本法の準用）

第十五条 災害対策基本法第二十三条の三第二項、第二十八条の五及び第二十八条の六第一項の規定は、警戒本部が設置された場合に準用する。この場合において、同法第二十八条の五第一項中「災害応急対策」とあるのは、「災害応急対策又は大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策」と読み替えるものとする。

（警戒本部の所掌事務）

第十六条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は市町村長は、都道府県地震灾害警戒本部（以下「都道府県警戒本部」という。）又は市町村地震灾害警戒本部（以下「市町村警戒本部」という。）を設置するものとする。

（都道府県警戒本部の設置）

第十七条 都道府県警戒本部の長は、都道府県地震灾害警戒本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

（都道府県警戒本部の組織及び所掌事務等）

第十八条 都道府県警戒本部に、都道府県地震灾害警戒本部長その他他の職員を置く。

（都道府県警戒本部の職員）

第五 地震灾害警戒副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。地震灾害警戒副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

第六 地震灾害警戒副本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 本部長及び地震灾害警戒副本部長以外のすべての国務大臣

二 内閣危機管理監

三 内閣府副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

（警戒本部の廃止）

第十四条 警戒本部は、当該地震予知情報に係る地震災害に関する災害対策基本法第二十三条の三第二項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された時又は警戒本部の設置期間が満了した時に、廃止されるものとする。

（警戒本部に於ける災害対策基本法の準用）

第十五条 災害対策基本法第二十三条の三第二項、第二十八条の五及び第二十八条の六第一項の規定は、警戒本部が設置された場合に準用する。この場合において、同法第二十八条の五第一項中「災害応急対策」とあるのは、「災害応急対策又は大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策」と読み替えるものとする。

（警戒本部の所掌事務）

第十六条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は市町村長は、都道府県地震灾害警戒本部（以下「都道府県警戒本部」という。）又は市町村地震灾害警戒本部（以下「市町村警戒本部」という。）を設置するものとする。

（都道府県警戒本部の設置）

第十七条 都道府県警戒本部の長は、都道府県地震灾害警戒本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

（都道府県警戒本部の組織及び所掌事務等）

あると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。

（警戒本部の廃止）

第十四条 警戒本部は、当該地震予知情報に係る地震災害に関する災害対策基本法第二十三条の三第二項に規定する特定災害対策本部、同法第二

十四条第一項に規定する非常災害対策本部若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された時又は警戒本部の設置期間が満了した時に、廃止されるものとする。

（警戒本部に於ける災害対策基本法の準用）

第十五条 災害対策基本法第二十三条の三第二項、第二十八条の五及び第二十八条の六第一項の規定は、警戒本部が設置された場合に準用する。この場合において、同法第二十八条の五第一項中「災害応急対策」とあるのは、「災害応急対策又は大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策」と読み替えるものとする。

（警戒本部の所掌事務）

第十六条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は市町村長は、都道府県地震灾害警戒本部（以下「都道府県警戒本部」という。）又は市町村地震灾害警戒本部（以下「市町村警戒本部」という。）を設置するものとする。

（都道府県警戒本部の設置）

第十七条 都道府県警戒本部の長は、都道府県地震灾害警戒本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

（都道府県警戒本部の組織及び所掌事務等）

第十八条 都道府県警戒本部に、都道府県地震灾害警戒本部長その他他の職員を置く。

（都道府県警戒本部の職員）

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

三 当該都道府県の教育委員会の教育長

四 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長（第二十三条第五項において「警察本部長」という。）

五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者

六 当該都道府県の区域内の市町村及び消防機関の職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

八 都道府県地震災害警戒副本部長及び都道府県地震災害警戒本部の長その他の執行機関、指揮官は、当該都道府県の職員のうちから当該都道府県の知事が任命する。

九 都道府県警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 当該都道府県の地域において指定地方行政機関の長、市町村の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関すること。

二 当該都道府県の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関すること。

三 前項の規定により都道府県地震災害警戒本部長の権限に属する事務

四 前三号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

五 本部に關し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

六 前各項に規定するもののはか、都道府県警戒本部に關し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

かわらす、同項第一号に掲げる事務で該地震予知情報に係る地震災害に関するものを行わないものとする。

**(地震防災応急対策及びその実施責任)**  
**第二十一条** 地震防災応急対策は、次の

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <p>一、当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関する事項。</p> <p>二、消防、水防その他の応急措置に関する事項。</p> <p>三、応急の救護を受けるおそれのある他の保護に関する事項。</p>  | <p>四、施設及び設備の整備及び点検に関する事項。</p> <p>五、犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項。</p>   | <p>六、緊急輸送の確保に関する事項。</p> <p>七、地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項。</p> |
| <p>（都道府県警戒本部又は市町村警戒本部の廃止）</p> <p><b>第十九条</b> 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に関して災害対策基本法第二十三条第一項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項に規定する市町村災害対策本部が設置された時に、廃止されるものとする。</p> | <p>（都道府県警戒本部又は市町村警戒本部の廃止）</p> <p><b>第二十条</b> 災害対策基本法第五十一条第一項の規定は、地震予知情報の伝達について、同法第五十二条の規定は、警戒宣言があつたときは、速やかに廃止するものとする。</p>  | <p>（地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用）</p>   |
| <p>2 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第九条第三項の警戒解除宣言があつたときは、速やかに廃止するものとする。</p>   | <p>2 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第九条第三項の警戒解除宣言があつたときは、速やかに廃止するものとする。</p>  | <p>（住民等の責務）</p>   |
| <p><b>第二十二条</b> 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内の居住者等は、火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備その他の当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置を執るとともに、市町村長、警察官、海上保安官その他の者が実施する地震防災応急対策に係る措置に協力しなければならない。</p>       | <p>3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない。</p>   | <p>（市町村長の指示等）</p>   |
| <p>（市町村長が警戒宣言が発せられたことを知った場合について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「公共的団体並びに防火上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第二条第十四条の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。）</p>              | <p>（市町村長が警戒宣言が発せられたことを知った場合について準用する。この場合において、同法第五十一条第一項中「公共的団体並びに防火上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第二条第十四条の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。）</p> | <p>（地震予知情報の伝達及び所掌事務等）</p> <p>（市町村警戒本部の組織及び所掌事務等）</p> <p>（市町村長の指揮監督権）</p>  |

2 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第七条第一項又は第二項に規定する者で

第

- 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要求があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。  
**(交通の禁止又は制限)**  
**二十四条** 強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の都道府県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、当該強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑化等の実施を図るために必要があると認めるとき、又は地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地盤の震災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な限度において、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

**(避難の際ににおける警察官の警告、指示等)**

**二十五条** 警察官は、警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を示す、要請又は勧告をすることができる。

生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他の関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。この場合において、警察官は特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路への車両その他の物件の除去その他必要な措置を執ることができる。

(地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用)

**第二十六条** 災害対策基本法第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十二条の二(同法第六十三条第四項において準用する場合を含む)、第六十三条第一項及び第一項、第六十七条、第六十八条、第七十四条、第七十四条の四並びに第七十九条の規定は、警戒宣言が発せられた場合について準用する。この場合において、同法第五十八条第一項「災害応急対策責任者」とあるのは、「報告しなければ」とあるのは、「報告し、及び管轄警察署長に通知しなければ」と読み替えるものとする。

災害対策基本法第七十二条第一項及び第三項の規定は、警戒宣言が発せられた場合に都道府県知事が市町村長に対して行う指示について準用する。

**第二十七条** 市町村長は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため緊急の必要があると認めるとときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用することができる。

災害対策基本法第六十三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

都道府県知事は、第一十一条第一項第四号から第八号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和二十二年法律第二百三十九号)第八条から第十条までの規定の例により、協力命令若しくは保管命令を發し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、又はその職員に物資の所在す

る場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。

4 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

5 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第二十一条第一項第四号から第八号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときには、地震防災強化計画の定めるところにより、当該措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対する取り扱い物資の保管を命じ、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。

6 国又は地方公共団体は、第一項、第三項又は前項の規定による处分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

7 第三項又は第五項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。

8 前項の公用令書には、政令で定めるところにより、次の事項を記載しなければならない。

一 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 当該処分の根拠となつた法律の規定

三 保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、土地又は家屋の所の使用にあつては使用する土地又は家屋の所在する場所及び当該使用に係る期間、物資の使用又は収用にあつては使用又は収用する物資の種類及び数量、物資の所在する場所並びに当該使用又は収用に係る期間又は期日

9 災害対策基本法第八十三条の規定は、第三項の規定により都道府県の職員が立ち入る場合及び第五項の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関の職員が立ち入る場合に準用する。

（避難状況等の報告）

第二十八条 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、政令で定めるところにより、当該市町

2 市町村長は都道府県警戒本部に対し、指定行政機関の長、指定公共機関の代表者、都道府県地震災害警戒本部長又は石油コンビナート等防災本部の本部長は警戒本部に対し、それぞれ政令で定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置の実施状況を報告しなければならない。

(補助等)  
**第二十九条** 国は、地震防災強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備に関する事業が円滑に実施されるようにするため、予算の範囲内において、当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

(地震防災応急対策に要する費用の負担)  
**第三十条** 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、地震防災応急対策に要する費用その他のこの法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(財政措置に関する災害対策基本法の準用)  
**第三十一条** 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第一項において準用する同法第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四の規定による応援に要した費用について、同法第九十三条の規定は第二十六条第二項において準用する同法第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について、同法第九十四条の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第九十五条の規定は第十三条第一項の規定による地震灾害警戒本部長の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費用について、それぞれ準用する。

(強化地域に係る地震防災訓練の実施)  
**第三十二条** 第三条第一項の規定による強化地域の指定があつたときは、当該地域に係る指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する村の居住者等の避難の状況等を都道府県警戒本部に報告しなければならない。この場合において、都道府県地震災害警戒本部長は、当該報告の概要を警戒本部に通知しなければならない。

者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、それぞれ又は共同して地震に係る防災訓練を行わなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の地震に係る防災訓練の効果的な実施を図るために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

3 第一項に規定する者は、同項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私両者の団体に協力を求めることができる。

(科学技術の振興等)

第三十三条 国は、地震の発生を予知するため、地震に関する観測及び測量のための施設及び設備の整備に努めるとともに、地震の発生の予知に資する科学技術の振興を図るため、研究体制の整備、研究の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(特別区についてのこの法律の適用)

第三十四条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

(政令への委任)

第三十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第三項の規定による都道府県知事(同条第四項の規定により権限に属する事務の一部を行う市町村長を含む。)の協力命令又は保管命令に従わなかつた者

二 第二十七条第五項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長(第十五条において準用する災害対策基本法第二十八条の五第一項の規定により権限の委任を受けた職員を含む。)の保管命令に従わなかつた者

第三十七条 第二十四条の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第三項(同条第四項の規定による権限に属する事務の一部を行う場合を含





附則第十一條から第十三條まで、第十六條及び第十七條の規定 公布の日

附 則（令和二年六月一二日法律第四九号）抄

（施行期日）

**第一條** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法目次の改正規定（電気事業者）を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る。）、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第三十一条の前に見出しを付する改正規定、同法第一百九条第九号の改正規定及び同法第一百二十条第四号の改正規定、第五条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並る改正規定、同節第五款に一条を加える改正規定、同法第一百九条第九号の改正規定及び同法第一百二十条第四号の改正規定（第六条第六款中第三十四条を第三十四条の二とする改正規定、同節第五款に一条を加える改正規定、同節第六款の二とす）、並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定（第六十六条の十一）を「第六十六条の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条（第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定）

附 則（令和三年五月一〇日法律第三〇号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五百九条の規定 公布の日

（五百九条の規定 公布の日）